

### 第3章 文化財の保存・活用を推進する事業

文化財の保存・活用を進めていく際に、第1章で示した6つの分野で関係機関と連携をとりながら、事業を実施することが必要である。

事業については、「第1章 保存活用計画の基本方針」に基づくとともに、「第2章 関連文化財群の保存・活用の取組内容」で検討した具体的な取組を踏まえながら設定している。

また、その実施時期は各事業の実施体制や周辺環境が整い、社会情勢を考慮しながら決定していく。

なお、事業については、「継続・拡充」して実施するもの、新規事業など実施について「検討」するものに分けて記している。

#### 1 文化財の調査に関する事業

文化財の調査に関する主要な事業及び取組は、以下のようになる。

表 3-1 文化財の調査に関する事業

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
継続・拡充	<b>文化財調査・研究事業</b> 〔目的〕 文化財総合的把握モデル事業において実施した地元調査員等による文化財調査の体制や成果等を踏まえ、今後においても計画的・継続的に調査を進める。	市単独	○文化財総合的把握モデル事業を継承する形で、計画的・継続的な文化財の調査・研究 ・有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群（伝統的建造物群保存対策調査事業：下記参照） ・埋蔵文化財 ○調査の結果・成果のデータベース化 ○指定・登録への対応 ○関連文化財群の視点も取り入れた調査・研究	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 文化財関連団体 文化財保護委員会委員 地域住民 など
	<b>近代化遺産調査・研究及び保存・活用検討事業</b> 〔目的〕 近代化遺産の調査・研究を進めるとともに、その保存・活用を検討し、尾道市や地域の魅力づくりなどにも生かしていく。	市単独	○近代化遺産の調査・研究 ○近代化遺産の保存・活用策の検討（調査・研究） ○ワークショップ等による保存・活用策の検討（提案づくり） ○関連文化財群「地域に息づく近代化遺産」の視点も取り入れた保存・活用	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 関係権利者（文化財の所有者等…以下同様） 市民 など
検討	<b>伝統的建造物群保存対策調査事業</b> 〔目的〕 尾道市において伝統的建造物が多数立地している区域を対象に建造物調査を実施し、その現状や価値などを把握する。また、伝統的建造物群保存地区の指定に関して検討する。	文化庁：伝統的建造物群保存対策費国庫補助（調査）	○尾道地域の旧市街地や瀬戸田地区（瀬戸田港を中心とした区域）の歴史的建造物調査 ○調査の結果・成果のデータベース化	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 関係権利者・地域住民

・区分の「継続・拡充」は今後も事業を継続していく主なメニュー、「検討」は事業の具体化を検討していく主なメニュー。

・【事業名】は、法制度における事業名と同一の場合（以下同様）

## 2 文化財の修理に関する事業

文化財の修理に関する主要な事業及び取組は、以下のようになる。

表 3-2 文化財の修理に関する事業

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
継続・ 拡充	重要文化財等保存修理事業 〔目的〕 本質的な価値が損なわれる恐れのある国指定の文化財（建造物や美術工芸品）の修理などを行う。	文化庁：重要文化財修理事業費国庫補助、登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助	○浄土寺・常称寺等の重要文化財建造物の保存修理	所有者・文化庁・広島県・教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 関係権利者
	文化財保存事業 〔目的〕 県、市指定の文化財の保存・活用を進めるため、建造物や仏像の修理、史跡の整備などを行う。	県指定：県 市指定：市	○建造物や仏像の修理 ○史跡の整備 など	所有者 広島県 教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 関係権利者
再掲	歴史的環境形成総合支援事業			
	街なみ環境整備事業			
	まちづくり交付金事業			

## 3 文化財の防災に関する事業

文化財の防災に関する主要な事業及び取組は、以下のようになる。

表 3-3 文化財の防災に関する事業

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
継続・ 拡充	重要文化財建造物防災設備整備事業 〔目的〕 重要文化財の防災体制を設備面から強化する。	文化庁：重要文化財防災事業費国庫補助	○重要文化財建造物の防災設備の設置	所有者 教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 消防局 関係権利者
	指定文化財管理事業 〔目的〕 重要文化財の防災設備が円滑に機能するよう、その点検や維持管理を図る。	文化庁：重要文化財防災事業費国庫補助	○防災設備の点検・整備	所有者 教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 消防局 関係権利者
	文化財防災啓発事業 〔目的〕 市民等の協力を得ながら、文化財を火災等から守るため、文化財と防災に関する意識啓発を図るとともに、定期的・継続的に防火訓練を実施する。	文化庁：文化財の防火、防犯に関する通知	○文化財と防災に関する意識啓発（情報提供、学習機会の確保） ○防火訓練の実施	教育委員会文化振興課 消防局 〔協力・連携〕 関係権利者 市民
再掲	歴史的環境形成総合支援事業			
	街なみ環境整備事業			

## 4 文化財の継承の仕組みに関する事業

文化財の継承の仕組みに関する主要な事業及び取組は、以下のようになる。

表 3-4 文化財の継承の仕組みに関する事業（1/2）

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
継続・ 拡充	<b>史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業</b> 〔目的〕 発掘調査の成果など整理し、データベース化するとともに、多様な形で情報提供を図り、埋蔵文化財の価値や魅力などを普及する。	文化庁：史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業費国庫補助	○埋蔵文化財の整理・情報公開・データベースの整備・出張展示会・講演会の開催	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 関係権利者
	<b>歴史文化資源データベース化・情報提供事業</b> 〔目的〕 これまでの文化財調査のデータベース化の成果をもとに、今後把握する文化財情報等を追加・更新するとともに、文化財情報を適切に公開・発信する。	市単独	○文化財調査の成果や（仮称）歴史文化資源市民登録制度による情報などを総合的にデータベース化 ○文化財に関する情報を適切に公開・発信	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 文化財関連団体 など
	<b>文化財愛護少年団事業</b> 〔目的〕 子どものときから文化財に親しみ、大切にし、歴史文化を学ぶ心と豊かな人間性をはぐくむため、文化財愛護少年団への参加促進と活動の推進を図る。	市単独	○文化財に関連した体験教室・おたからマップづくりワークショップなど	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 学校 保護者 文化財関連団体 など
	<b>文化財講座開催事業</b> 〔目的〕 文化財の価値や魅力を広く普及させるため、講演会やシンポジウムなどの開催を図る。	市単独	○尾道の文化財及び歴史に関連した講演会等の開催 ○テーマに基づいたリレー形式の講演会やシンポジウムの開催の検討	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 文化財関連団体 など
	<b>登録有形文化財推進事業</b> 〔目的〕 近代建築等の保存・活用を図るため、登録有形文化財の活用を推進するとともに、登録有形文化財を生かす取組に努める。	文化財保護法	○近代建築等の保存・活用のため、登録有形文化財制度の推進・広報、登録文化財めぐりなどの企画事業の実施	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 関係権利者
	<b>民俗芸能等支援事業</b> 〔目的〕 各種団体等の開催する民俗芸能等の活動を支援し、文化財の保存・継承や地域の活性化を促進する。	市単独	○ベッチャー祭、尾道みなど祭、祇園祭、因島水軍まつり、管弦祭、郷土芸能祭開催事業、浦崎神楽奉納などの開催支援	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 文化財関連団体 など
	<b>景観づくり推進事業</b> 〔目的〕 尾道市景観計画の普及を図るとともに、住民・関係権利者による景観づくりの取組を促進する。	景観法 尾道市景観計画	○景観計画や景観づくりに関わる学習機会等の確保（講演会、シンポジウム、現地見学・エクスカージョン） ○景観づくり情報の提供 ○景観法に基づく住民等の参加による取組の支援（景観協定、景観整備機構など） ○景観づくりの観点からの「歴史的環境形成総合支援事業」や「街なみ環境整備事業」などとの連携	まちづくり推進課 〔協力・連携〕 教育委員会文化振興課 市民・関係権利者 建築士会

表 3-4 文化財の継承の仕組みに関する事業（2 / 2）

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
検討	（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度事業 〔目的〕 市民の目線から未指定等の文化財を捉え、歴史文化資源として登録を進めるとともに、市民参加でその保存・活用を図る。	制度の創設 市単独	○市民による歴史文化資源（未指定等）の発見と申請によって、登録を図る制度	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 文化財関連団体  市民 など
	文化財サポーター育成事業・関連団体支援事業 〔目的〕 文化財の保存・活用を市民参加で進めるため、そうした活動を支え担う人材の育成や団体の支援などを図る。	市単独 歴史まちづくり法等による支援確保の検討	○伝承者の育成 ○文化財サポーターの支援・育成 ○関連団体の支援	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 文化財関連団体 など
	尾道歴史文化読本作成事業 〔目的〕 学校教育や子どもを主対象として、尾道市の歴史文化を学ぶ読本の作成を図る。	市単独	○尾道の歴史文化に関する読本の作成 ○小学校中・高学年以上を対象とし、中学生以上にも役立つもの	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 市民 など
	おのみちの達人活用・育成事業 〔目的〕 歴史文化を切り口に、技術・技能・知識を有する人材の（再）発見と活用を図るとともに、関係する団体や人材の育成にも努める。	市単独	○民俗芸能や伝統的なものづくりなど、歴史文化に関わる技術・技能・知識を有する人材の（再）発見と活用 ○関係する団体や人材の育成も意図	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 技術等の保持者 など
	港の歴史文化活用事業 〔目的〕 港湾の歴史性や景観に対する市民等の関心を醸成しながら、港湾の魅力を高めるため、歴史的な情報の提供や学習・交流機会の確保などに努めるとともに、港湾（港町）の景観の保全・向上に努める。	国土交通省：みなとオアシス 歴史まちづくり法 関連の支援制度	○港湾への案内板・説明板の設置 ○港湾の修景、景観づくり ○「みなとオアシス」による港湾の活性化 ○港における学習・体験機会の確保 など	教育委員会文化振興課 港湾振興課（みなとオアシス） まちづくり推進課（歴史まちづくり法） 〔協力・連携〕 地域住民・関係権利者
再掲	伝統的建造物群保存対策調査事業			
	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業			
	歴史的環境形成総合支援事業			
	街なみ環境整備事業			
	まちづくり交付金事業			

## 5 文化財の活用に関する事業

文化財の活用に関する主要な事業及び内容は、以下のようになる。

表 3-5 文化財の活用に関する事業（1/2）

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
継続・ 拡充	文化財めぐり事業（時のミュージアムめぐり事業） 〔目的〕 地域や文化財を見て、知ってもらい、市民それぞれに興味や魅力を感じてもらおう。さらに、文化財を通じて地域、そして尾道市への愛着を醸成する。	市単独	○区域・地域ごとに、またはテーマに基づいて、文化財をめぐる機会の確保 ○未公開文化財の見学・体験機会の確保 ○バスを利用した文化財めぐりの開催 ○文化財めぐりの中で、専門的な学習機会や楽しさを高める機会などを工夫・検討 ○テーマごとの関連文化財群や「時のミュージアム・尾道」の視点も取り入れた文化財めぐり	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 文化財関連団体 関係権利者
	近代化遺産活用事業 〔目的〕 近代化遺産の価値や魅力を引き出すとともに、市民等の近代化遺産に関する理解や関心を高めるため、関係権利者の協力を得ながら、近代化遺産の公開や体験・学習機会を確保する。	文化庁：「登録の日」「近代化遺産の日」と一斉公開事業	○近代化遺産の公開の促進 ○近代化遺産をめぐる機会の確保 ○近代化遺産を学ぶ機会の確保	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 関係権利者
	文化施設ネットワーク事業 〔目的〕 尾道市における文化施設等のネットワークを強化し、資料・情報の有効活用と連携及び共同事業を図る。	市単独	○歴史博物館・歴史民俗資料館・尾道遺跡発掘調査研究所などの施設の情報ネットワーク化	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 各文化施設等
検討	おのみち歴史探訪コースづくり事業 〔目的〕 市民や訪れた人々が、文化財を見て、知って、学んだり、楽しんだりできるよう、歴史探訪の多様なコースを市民参加でつくり、生かす。	市単独	○市民参加による歴史探訪の多様なコースの設定 ○市民参加によるマップ・パンフレット等の作成 ○歴史探訪イベントの開催 ○関連文化財群の視点も取り入れたコースづくり	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 市民
	歴史文化体験・交流事業 〔目的〕 有形・無形の文化財を生かした歴史文化の体験と地域間交流、世代間交流等を促進する。	市単独	○関係団体等と連携し、有形・無形の文化財を生かした歴史文化の体験と地域間交流、世代間交流等の機会を確保（他地域の歴史文化を見たり、知ったりしたくなる工夫と情報提供） ○地域の文化財を生かした尾道市全体さらには広域的な交流促進 ○前記「文化財めぐり事業」に交流事業を組合せた形で、両者を連携させた事業展開	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 文化財関連団体 地域活動団体
	民俗芸能体験・交流機会拡充事業「歴史文化体験・交流事業」の民俗芸能特化型 〔目的〕 民俗芸能の活性化・復活を支援しながら、市民や訪れた人々が各地の民俗芸能を見学したり、体験・学習したりできる機会の確保に努める。	市単独 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業（文化庁）の検討	○各地の民俗芸能の担い手・団体の交流・連携 ○民俗芸能の競演機会の確保と民俗芸能めぐりのしやすい環境づくり（日程調整、情報提供など） ○民俗芸能の担い手の支援・育成、活動の支援（「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」と連携） ○前記の「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」や「歴史文化体験・交流事業」と連携、役割分担 ○関連文化財群の視点も取り入れた民俗芸能のネットワークづくり	教育委員会文化振興課 〔協力・連携〕 文化財関連団体 など

表 3-5 文化財の活用に関する事業（2 / 2）

区分	事業名 〔目的〕
再掲	埋蔵文化財保存活用整備事業
	地域伝統文化総合活性化事業
	港の歴史文化活用事業
	文化財愛護少年団事業
	文化財講座開催事業
	登録文化財推進事業
	（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度事業
	文化財サポーター育成・関連団体支援事業
	民俗芸能等支援事業

## 6 関連文化財群等の保存・活用に関する事業

関連文化財群等の保存・活用に関する主要な事業及び取組は、以下ようになる。このうち、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」以外は、歴史まちづくり法に関わる事業である。

表3-6 関連文化財群等の保存・活用に関する事業

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
検討	<b>歴史的風致維持向上計画策定事業</b> 〔目的〕 歴史文化を生かしたまちづくり（地域における歴史的風致の維持・向上）を、歴史まちづくり法を活用して進めるため、国による認定を目指して「歴史的風致維持向上計画」の策定を図る。	歴史まちづくり法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史まちづくり法に基づく、歴史的風致維持向上計画の策定</li> <li>○歴史的風致維持向上計画に基づく事業展開の方向づけ</li> </ul>	まちづくり推進課 <b>〔協力・連携〕</b> 教育委員会文化振興課 学識経験者 地域活動団体
	<b>歴史的環境形成総合支援事業</b> 〔目的〕 「歴史的風致維持向上計画」の国による認定（以下、「認定計画」という）を前提に、歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）を活用し、重点区域（計画で設定）における歴史的風致の維持・向上を図る。	国土交通省：左記事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的風致形成建造物（計画に具体的に明示、以下同様）の復原・修理、買取又は移設</li> <li>○歴史的風致形成建造物に係る防災施設の整備</li> <li>○案内標識の整備</li> <li>○休憩施設、体験・学習施設等の整備（歴史的風致形成建造物の敷地内）</li> <li>○歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善</li> <li>○伝統行事の活性化 など</li> </ul>	まちづくり推進課 <b>〔協力・連携〕</b> 教育委員会文化振興課 関係権利者 地域活動団体
	<b>街なみ環境整備事業</b> 〔目的〕 街なみ環境整備事業（国土交通省）を活用し、重点区域（計画で設定）等における住環境の整備・改善と歴史的風致の維持・向上を図る。	国土交通省：左記事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的風致形成建造物の修景</li> <li>○地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街並み形成のための活動に対する助成</li> <li>○生活道路や小公園などの地区施設整備、公共施設的美装化</li> <li>○屋外消火栓、防火水槽等の整備</li> <li>○地区住民の行う門、塀等の移設や住宅等の修景に対する助成</li> <li>※認定計画の重点区域の一部又は全部を含む区域</li> <li>※景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域</li> </ul>	まちづくり推進課 <b>〔協力・連携〕</b> 教育委員会文化振興課 関係権利者 地域活動団体
	<b>まちづくり交付金事業</b> 〔目的〕 地域の歴史・文化・自然環境等を生かした個性あふれるまちづくりを進めるため、まちづくり交付金の活用を図る。	国土交通省：左記交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合は交付率上限が45%（現行40%）</li> <li>○緑地保全事業</li> <li>○案内板の設置、歩道の高質化（石畳舗装等）</li> <li>○歴史的建造物のセンター施設等への活用</li> <li>○地域の歴史風土案内ボランティアの育成など</li> </ul>	まちづくり推進課 <b>〔協力・連携〕</b> 教育委員会文化振興課 地域活動団体
	<b>文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業</b> 〔目的〕 文化庁の補助事業である「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を活用し、尾道市における伝統文化の活性化や復興等を図る。	文化庁：左記事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民俗芸能の伝承者の育成・用具の修理、民俗芸能等の映像記録の作成、伝統文化に関する調査・研究、シンポジウム、発表会等</li> </ul>	尾道市教育委員会文化振興課 <b>〔協力・連携〕</b> 地域活動団体
再掲・関連事業	文化財調査・研究事業（関連文化財群の視点での調査・研究）			
	近代化遺産調査・研究及び保存・活用検討事業（関連文化財群の視点での調査・研究・活用）			
	文化財めぐり事業（時のミュージアムめぐり事業）			
	おのみち歴史探訪コースづくり事業（関連文化財群の視点でのコースづくり）			
	民俗芸能体験・交流事業（関連文化財群の視点での民俗芸能の保存・活用）			